

三教委第 号
平成 21 年 8 月 日

広島県教職員組合三次地区支部 様

三次市教育委員会

三次市立十日市小学校施設利用許可申請（「広教組第 59 次教育研究集会」）について（通知）

平成 21 年 4 月 30 日付けで申請のなされた，次の申請内容の三次市立十日市小学校施設利用については許可できないので通知する。

1. 申請内容

「教育研究集会（広教組第 59 次教育研究集会）」

日 時 2009 年 10 月 31 日（土）8:30～19:00

2009 年 11 月 1 日（日）8:30～19:00

場 所 三次市立十日市小学校屋内運動場及び教室

参加者数 800 人

2. 経緯

平成 21 年 4 月 30 日付けで利用許可申請のあった三次市立十日市小学校の施設利用については，学校教育法第 137 条「学校教育上支障のない」ものであるかどうかを審査するため，5 月 28 日，6 月 18 日，6 月 26 日に申請者に対して詳細の資料等の提出を依頼してきた。

その結果，6 月 30 日に前年度開催の「第 58 次広島県教育研究集会」報告書等の資料が提出された。

3. 許可できない理由

(1) 申請人から提出された「第 58 次広島県教育研究集会」報告書及び本年度大会の重点課題等の資料並びにこれらの資料をもとに本件教研集会で討議される内容について聴取した結果，集会の推進方針は昨年度の大会と同じ主旨，同じ内容で開催されるとのことである。

これらの資料によると，第 58 次広島県教育研究集会の推進方針では，例えば，学習指導要領には法的拘束力はないとするなど違法と評価せざるを得ない部分をいくつも含んでいるほか，三次市や広島県の各種施策・制度を否定するなど極めて不穏当な部分や，政治運動・社会運動・労働運動の高揚を旨とするなどおよそ教育研究とは関係がない部分も多く含まれている。こうした事柄は，教育公務員が教育の場で行うことではないし，この集会が，そのような方針に沿って行われること自体，およそ教育の場で行われるにふさわしくないものであることを表していると考ええる。

教育施設をこのような集会の場として利用させることは，教育の中立性確保の観点から許されないものである。

(2) 「第 58 次広島県教育研究集会」報告書及び「第 59 次広島県教育研究集会」重点課題を総合的に勘案したところ，次の通りであって，この集会が学校教育法施行規則，三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則に抵触し，三次市における学校教育に支障を来たさなはいとは言えない。

ア 社会教育，保健教育，民主的学校づくりの各分科会は，法規としての性質を有する学習指導要領に反したり，学校教育法施行規則に抵触したりする内容等を含むものである。

イ 日本語教育，社会教育，障害児教育の各分科会は，三次市や広島県の施策を否定したり，公教育とは相いれない部分を含んだりするという意味において極めて不穏当である。

ウ 学校事務，女子教育もんだい，民主的学校づくり，教育条件整備の運動，公害と教育，学校給食の各分科会は，政治運動ないし社会運動との区別が明確でないなど，およそ教育研究とは関係がない。

平成 10 年の旧文部省の是正指導以来，真摯に取り組を進めてきた中で，教育研究の範疇を脱した内容が協議される集会へ公教育の場を提供することは，校長の学校運営上，及び，市の教育行政推進上，教育の中立性の確保及び保護者・市民への説明責任がとれない。

（ 3 ）したがって，申請人から提出された資料及び申請人側から聴取した結果に照らしても，本件教研集会については，学校教育に支障を来たさないと認めることができないから，三次市立十日市小学校施設利用許可申請については，利用許可をすることができない。